

指定管理者の指定について

ぎふワールド・ローズガーデンに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十号）第九條の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 ぎふWRGマネジメントグループ

構成員

大垣市河間町三丁目五五番地

イビデングリーンテック株式会社

可児市土田四五六七番地

株式会社日本ライン花木センター

大垣市和合本町一丁目三六四番地

グリーンワークス株式会社

二 指定の期間 令和五年四月一日から令和十二年三月三十一日まで